

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 藤村電業株式会社  
法人番号： 9130001042961  
住 所： 京都府京丹後市丹後町岩木477番地の4
- 指名停止措置期間： 令和3年11月15日から令和4年1月14日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 近畿地方測量部管内
- 事実概要：

藤村電業株式会社は、京都府中丹東土木事務所が公告した「国道173号道路維持管理工事」及び京都府山城北土木事務所が公告した「山城総合運動公園都市公園等災害復旧工事他」において、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年9月22日、京都府から同条第3項の規定により22日間(令和3年10月6日から令和3年10月27日まで)の営業停止処分を受けた。

### 5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である藤村電業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)